



交通安全だより

令和6年度
No.35
南警察署
交通一課
☎ 552-0110

令和7年4月1日から自動車保管場所関係の各種事務が変更になります

1 自動車保管場所標章（ステッカー）の廃止

※保管場所制度は存続するため、申請や届出は必要です。



2 手数料の変更



	現 行	令和7年4月1日以降
普通車申請	申請手数料 2,200円	2,550円
	標章交付手数料 550円	廃止
軽自動車届 出	標章交付手数料 550円	廃止

3 手続きの流れ

普通車

申請日翌開庁日に調査員が現地調査に伺います。
保管場所等に問題が無ければ証明書交付となります。



軽自動車

標章が廃止となるため、届出は再度来署する必要がなくなります。

※どちらも提出先は保管場所の位置を管轄する警察署になります。

北海道警察官3月1日から採用試験受付開始